

基本目標Ⅳ 安心して暮らせる環境づくり

施策の方向 8 あらゆる暴力の根絶とサポート体制の充実

基本施策(1) 女性に対する暴力を防ぐ環境を整えます

基本施策(2) 相談体制、サポート体制を充実します

施策の方向 9 生涯を通じた健康づくりの推進

基本施策(1) 性差に対する理解と生涯を通じた健康づくりを促進します

成果指標

- DV被害にあったことがある割合（市民アンケート調査）

R4（2022年）：5.8% ⇒ R9（2027年）：1.3%

- DV被害者のうちどこ（誰）にも相談しなかった割合（市民アンケート調査）

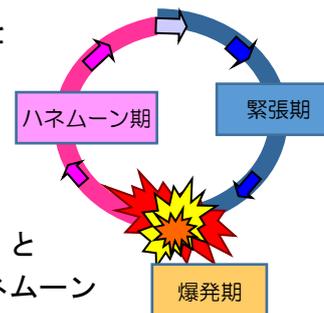
R4（2022年）：43.5% ⇒ R9（2027年）：25.4%

DVのサイクル

DVは、両者の関係が対等でなくなり、上下関係が生じた（と思っている）場合に発生する可能性があります。立場が上になった（と思っている）者が、立場が下になった（と思わされている）者をコントロール（支配、強制）するために行われ、暴力は、この上下関係のコントロールを強化する方法として用いられます。

DVにはサイクルがあり、繰り返し暴力が行われる特徴があると言われています。ラブラブな「ハネムーン期」から、「緊張期」へと移り、徐々に両者の緊張感が高まっていきます。そして、ついに「爆発期」で暴力が発生します。その後、暴力を振るった者が反省した様子を見せたり、謝罪したりするため、暴力を振るわれた方も相手を信じ、自分にも悪いところがあったのかも・・・と思ったりして、相手を許してしまいます。ここからまた両者はハネムーン期に入りますが、再び爆発期に向けて徐々に緊張感が高まっていき、結局暴力が繰り返されます。更に、このサイクルは、徐々に短くなっていく傾向があるとも言われています。

DVは、親密な関係にある者の間で発生するため、親しい友人や知人であっても気づきにくいものです。被害にあっている方に非はありませんので、自分を責める必要はありません。「これはDVかも」と感じたら、身近な人や、男女共同参画推進センターなどに相談してください。なお、命の危険を感じるような場合には、すぐに警察に相談してください！



資料提供：NPO 法人レジリエンス

基本目標Ⅳ 安心して暮らせる環境づくり

施策の方向 8 あらゆる暴力の根絶とサポート体制の充実

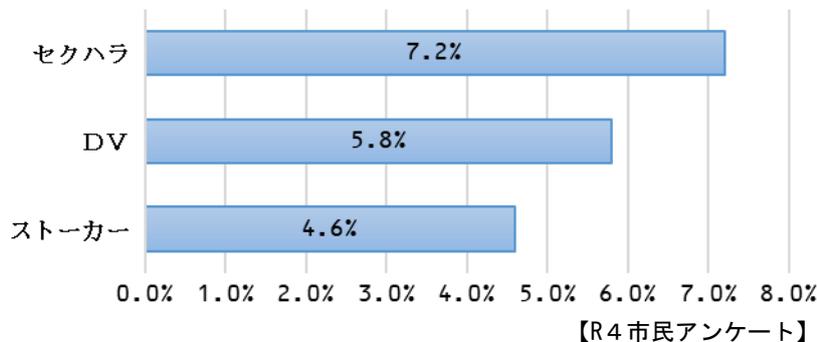
【現状・課題】

暴力とは、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による暴力や、性的暴力、経済的暴力など、いろいろな形で存在します。犯罪行為を含むこれらの暴力は、人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

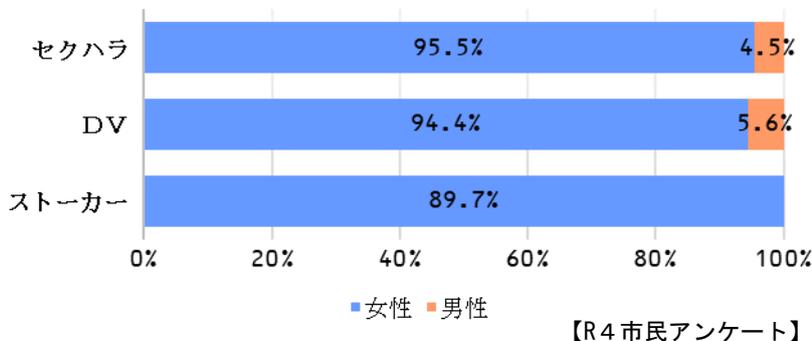
市民アンケートによると、7.2%の方がセクシュアル・ハラスメントの被害に、4.6%の方がストーカー行為[※]の被害に、5.8%の方がドメスティック・バイオレンス（DV）の被害にそれぞれあったと回答しており、それらの被害者のうち9割が女性という結果になっています。女性に対するこれらの暴力は、固定的役割分担意識や、男女の社会的・経済的格差等を背景とする社会に根ざした構造的な問題を含んでいるため、特段の対策が必要と言えます。

また、被害にあった方の半数以上はどこかに相談していますが、どこにも相談していない方も4割いるという結果もあり、「相談しても無駄」「自分が我慢すればいい」などを相談しなかった理由としています。被害者が悩みを抱え込んだまま、より深刻な事態に陥ることのないようにサポートしていくことが大切です。

《DV等の被害にあったことがある割合》

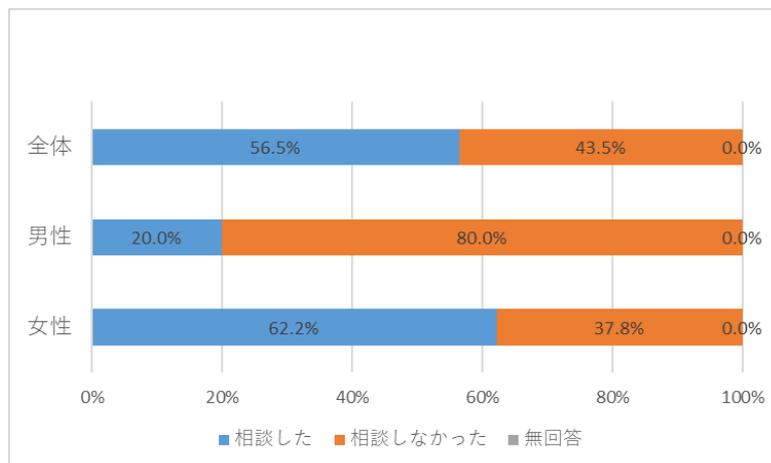


《DV等の被害の男女割合》



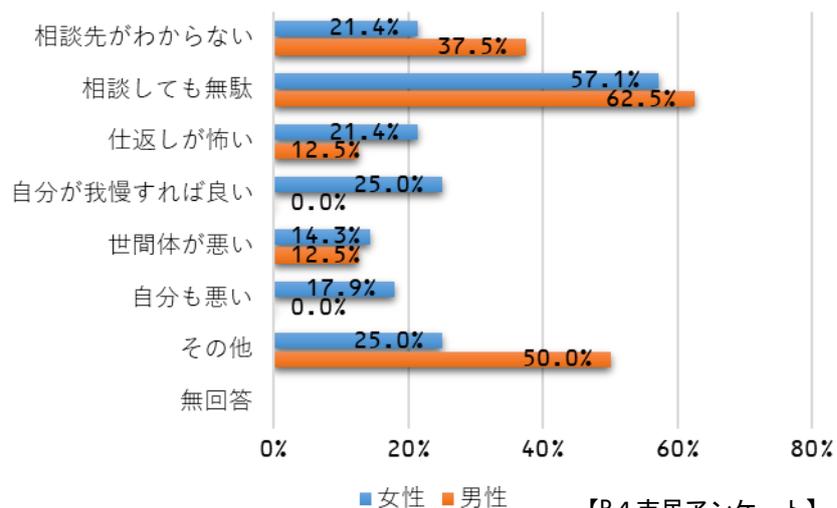
※ ストーカー行為・・・特定の人に対する恋愛や恨みの感情により、つきまといや押し掛け、待ち伏せ等をする事。

《DV等被害者のうち誰（どこ）かに相談した人の割合》



【R4市民アンケート】

《DV等被害者で誰（どこ）にも相談しなかった理由》



【R4市民アンケート】



《学生向けデートDV防止講座》



《パープル&オレンジリボンツリー展示による啓発》

基本施策(1) 女性に対する暴力を防ぐ環境を整えます

暴力は、その対象となる者の性別や、加害者・被害者間の間柄にかかわらず、決して許されるものではありません。暴力をしない、させない、許さない社会づくりのため、広く意識啓発を行います。また、被害者の多くが女性であることから、特に女性に対する暴力の根絶に向けた取組みを重点的に推進します。

これらの暴力の中でも、DVはその性質上潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに深刻化する危険性があります。万が一、被害にあっても深刻化することを防ぐとともに、新たな加害者も被害者も生み出さない環境をつくるため、DVに関する正しい知識の普及に努めます。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①暴力防止に関する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆市広報や市ホームページ、講演会等を通じた啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・DVやハラスメント、児童虐待等、様々な暴力行為による悪影響に関する情報を発信し、暴力を許さない気運の更なる醸成を図ります ◆情報誌、チラシ、パネル展示等を通じた啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ等による啓発のほか、DV防止に関するパネル展示等を行い、市民意識の啓発を図ります 	共生社会課 こども未来課 高齢者支援課 まちづくり推進課
②DV等に関する正しい知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ◆DV等の暴力防止講座の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・DV等の暴力に関する正しい知識の普及を行います ◆若年層を対象としたデートDV※防止講座の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・市内の高校や専門学校の生徒を対象としたデートDV防止講座を実施します 	共生社会課

●女性に対する暴力をなくす運動！

平成13年に内閣府の呼びかけにより始まった「女性に対する暴力をなくす運動」。毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間にわたり、全国各地で女性に対する暴力の根絶に向けた様々なキャンペーンが行われています。本市でも、この期間中に男女共同参画推進センター「ウィズ」などで関連パネルを展示して、女性に対する暴力の根絶を訴えています。

この運動の象徴となっているのが「パープルリボン」。この紫色の小さなリボンは、1994年にアメリカの小さな町で生まれたもので、暴力や虐待がなくなり、暴力の下に身を置いている人が勇気を持てるようにという願いが込められています。今では、女性に対する暴力を許さない社会をつくる運動の国際的なシンボルマークとして、世界40か国以上に広がっています。



DVや性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引やセクシュアル・ハラスメント等、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、決して許されない行為です。みんなで暴力のない社会づくりを進めましょう。

※ デートDV・・・DVのなかでも、特に交際相手との間で発生する暴力のこと。若年世代においても問題となっている。

基本施策(2) 相談体制、サポート体制を充実します

もしDV等の暴力被害にあったとき、信頼して相談できる窓口は、被害にあった方にとって大変心強い存在となります。男女共同参画推進センター「ウィズ」をはじめ、様々な相談機関があることを周知します。

また、令和6年(2024年)4月には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されます。この法律の基本理念に則り、女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等の視点を持ち相談・サポートを行います。

相談があった際には、被害者の立場に寄り添った対応を行い、DVと児童虐待が密接に関連していることにも留意しながら、必要に応じて関係機関と連携して対応します。なお、被害の状況から緊急性を有すると判断した場合には、警察などの関係機関や、関係する部署と連携し、一時保護などの必要な措置を行います。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ◆市広報や市ホームページ等による周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ウィズをはじめ、暴力被害者からの相談に対応する様々な相談機関の周知に努めます ◆チラシの配布・配置 <ul style="list-style-type: none"> ・暴力被害に関する相談窓口の周知を図るため相談窓口の案内チラシを各所に配置します 	共生社会課 まちづくり推進課 こども未来課
②相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆関係機関との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・警察や国・県の関係機関、市役所内の関係部署等との連携を強化し、相談者が求める対応を行います ◆相談対応者のスキルアップ <ul style="list-style-type: none"> ・相談者に寄り添った相談対応ができるよう、相談対応者のスキルアップに努めます 	共生社会課 まちづくり推進課 地域福祉課 こども未来課 健康課 高齢者支援課 学校教育課
③被害者サポート体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆関係機関と連携したサポート体制 <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な部署と連携し、相談者が求める必要なサポートを行います ◆必要に応じた緊急一時保護の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性を有する事案が発生した際は、被害者の一時保護等の必要な措置を講じます 	共生社会課 まちづくり推進課 地域福祉課 こども未来課 健康課 高齢者支援課
④複雑・複合化した課題に対応する相談体制の充実(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ◆重層的支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・従来の支援体制では対応の難しい複雑・複合化した課題に対応するため、包括的な支援体制の構築を図ります(再掲) 	地域福祉課

●友達からDV被害の相談をされたら・・・

友人からDVの被害にあっていると相談された時、あなたならどうしますか？とても信じられないような話や、ひどい話を聞くと、本当の話なのか疑いたくなることもあるかもしれません。でも、どんなときも落ち着いて、友人の言うことを信じ、ゆっくりと話を聞いてあげてください。

DVに悩む人は「こうなったのは自分が悪いせいだ」と、自分を責めている人がとても多いのです。「被害を受けた方が悪いのではない。」とはっきり伝えてあげてください。

ただし、あなた個人がその件を解決する必要はありません。解決には時間を要する場合があります。あなたの身に危険が及ぶ可能性もあります。あなたはただ、友人の話を真剣に聞いてあげてください。そして、専門の相談機関や警察への相談を促してください。

酒田市男女共同参画センター「ウィズ」では、DV被害の相談をお受けしています。もちろんプライバシーには十分配慮のうえ、必要に応じて警察や関係機関と一緒に解決に向けて対応します。また、県内には「ウィズ」以外にも相談できる窓口があります。相談しやすい所を利用してください。(各相談窓口は、この計画巻末の相談窓口一覧をご参照ください。)

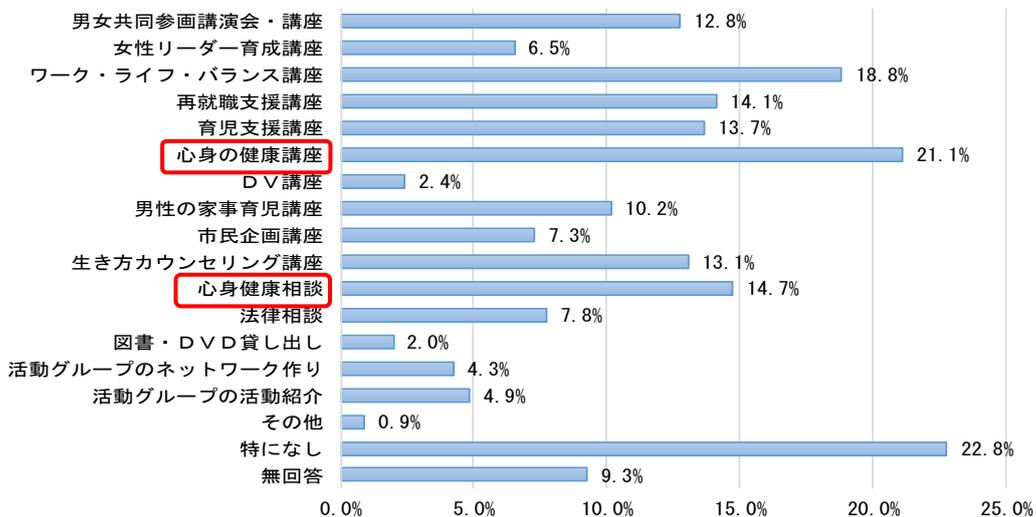
施策の方向 9 生涯を通じた健康づくりの推進

【現状・課題】

生涯を通じて健康な心身を維持することは、自立した生活を営んでいく上で欠かせないものであり、男女を問わず共通の願いでもあります。市民アンケート結果からも、市民の健康に対する関心の高さがうかがえ、男女共同参画社会の形成においては非常に重要な要素となります。

男女共同参画を推進していく上では、身体的な男女の性差に留意することも重要な観点です。男女それぞれが互いの身体的特徴を十分に理解し合い、心身の健康についての正しい知識を習得したうえで、健康管理を行うことが大切です。特に、女性は、妊娠や出産など男性とは異なる問題に直面する可能性があることから、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*の概念を踏まえた健康づくりと、予防対策を推進することが重要です。また、就業や社会生活に影響を及ぼすことがある更年期における心身の不調など、ライフステージに応じた健康面での配慮についての理解促進も大切です。

《男女共同参画関連事業で興味があるもの》



【H29 市民アンケート】

●男性の自殺死亡者数は女性の約2倍！

警察庁の自殺統計によると、令和4年中の自殺死亡者数 21,881 人のうち、約7割の 14,746 人が男性だったという結果が出ています。特に、経済問題や勤務問題などの「稼ぎ」を原因として自殺に至った割合は、男性が女性の6倍となっています。家族から、社会から、「稼ぎ手」としての役割を期待され、それに応えようと弱音も吐かず、愚痴もこぼさず、歯を食いしばって働く男性。そんな男性像を「良し」としている風潮はありませんか？

男女共同参画社会は、男女がともに責任を分かち合う社会です。今よりきっと、男性が生きやすい社会になるはずです。

※ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ・・・『性と生殖に関する健康と権利』と訳される概念。

リプロダクティブ・ヘルスは、人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。リプロダクティブ・ライツは、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康およびリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利のこと。

基本施策(1) 性差に対する理解と生涯を通じた健康づくりを促進します

男女がお互いの性差を理解し、尊重し合う人権意識の醸成を図るため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念に基づく性と生殖に関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、生涯にわたって心身の健康を保持できるよう、健康問題に関する予防対策を充実します。また、市民一人ひとりが、生涯にわたって主体的に健康管理を行えるよう、健康教育等を通じて運動習慣の普及・定着を推進します。

さらに、悩みを持つ方の孤立化や、最悪の事態に陥ることを防ぐため、相談体制を充実し、こころの健康づくりをサポートします。特に、男性は責任を一人で背負いがちであり、周囲に相談することをためらう傾向が強いため、男性も相談しやすい相談窓口の運用を行います。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①性と生殖に関する正しい知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念普及 <ul style="list-style-type: none"> ・女性の産む性に対する理解を促進するための学習機会を充実します ◆不妊治療等に関する正しい知識の普及と支援 <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠や出産に関する正しい情報を周知するとともに、必要な支援を行います ◆思春期健康教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・若年期から男女の性差を学ぶための教育を推進します ◆性差に配慮した環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・男女兼用トイレの解消や、授乳室の設置、生理用品のサポート等、性差に配慮した環境の整備を推進します ◆更年期症状に関する理解促進 <ul style="list-style-type: none"> ・更年期における心身の不調に関する正しい知識の普及と理解を促進します 	共生社会課 健康課 学校教育課 こども未来課
②予防対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆性感染症や薬物乱用による悪影響等の知識普及 <ul style="list-style-type: none"> ・保健学習や各種講座等を通じ、正しい知識の普及に努めます ◆がん検診等の受診の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診等の受診を促す啓発活動を行うとともに、受診しやすい環境を整えます ◆受動喫煙の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・特に妊婦や子どもに悪影響を与える受動喫煙を防止するための対策を推進します ・喫煙習慣のある妊婦に禁煙を促します ◆生涯を通じた健康管理のための相談対応 <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談、妊娠や不妊、避妊等に関する相談窓口を運営します 	健康課 学校教育課 こども未来課

主要施策	施策の内容	主な担当課
③心と体の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆うつ病予防・自殺防止等に関する啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・一人で悩み事を抱え込むことのないよう、男女がともに責任を分かち合う男女共同参画社会の重要性について周知・啓発します ◆こころの健康相談 <ul style="list-style-type: none"> ・健全な精神状態で日常生活を営むことができるよう、こころのサポートを行います ◆スポーツ・レクリエーションの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・レクリエーションなど、各年代が無理なく自身の健康づくりを行うことができる運動の普及を図ります ◆健康教育等を通じた健康体操等の定着 <ul style="list-style-type: none"> ・健康教育や各種講座等により、自身が生涯を健康に過ごすための習慣づけを推進します 	共生社会課 健康課 スポーツ振興課

●男女共同参画週間《6/23～6/29》

男女共同参画社会基本法の目的や基本理念についての理解を深めるため、国内各所で様々な取り組みが行われています。

●乳がん月間《10月》

乳がんの正しい知識を広め、乳がん検診の早期受診を推進し、早期発見・早期治療の大切さなどを啓発する「ピンクリボン月間」とされています。

●子宮頸がん予防啓発月間《11月》

子宮頸がん検診の受診啓発などの「ティール&ホワイトリボン」運動が行われています。

●女性に対する暴力をなくす運動《11/12～11/25》

全国各地で女性に対する暴力の根絶に向けた様々なキャンペーンが行われています。「パープルリボン」がこの運動の象徴になっています。

●国際男性デー《11/19》

男性・男児の健康に目を向け、ジェンダー平等を促すことを趣旨に、1999年にトリニダード・トバゴで始まったとされています。

●自殺対策強化月間《3月》

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、自殺防止に向けた集中的な啓発活動が実施されています。

●女性の健康週間《3/1～3/8》

女性の健康に関する知識の向上や社会的関心の喚起を図るなど、女性自身や周囲の人々が、女性の健康づくりや健康支援に役立てられるような取り組みが行われています。

●国際女性デー《3/8》

国連女性機関（Un Women）が定めた日で、世界の各所で女性の権利向上をテーマとしたイベントや運動が行われています。ミモザの花が国際女性デーを象徴する花となり、「イエロー」がテーマカラーになっています。